

## 平成29年第2回防府市議会定例会会議録（その3）

○平成29年6月16日（金曜日）

---

### ○議事日程

平成29年6月16日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（24名）

1 番	曾 我 好 則 君	2 番	石 田 卓 成 君
3 番	牛 見 航 君	4 番	藤 村 こ ず え 君
5 番	宇 多 村 史 朗 君	6 番	和 田 敏 明 君
7 番	田 中 健 次 君	8 番	清 水 浩 司 君
9 番	田 中 敏 靖 君	10 番	山 本 久 江 君
11 番	山 田 耕 治 君	12 番	久 保 潤 爾 君
13 番	河 村 孝 君	14 番	橋 本 龍 太 郎 君
16 番	上 田 和 夫 君	17 番	行 重 延 昭 君
18 番	河 杉 憲 二 君	19 番	安 村 政 治 君
20 番	高 砂 朋 子 君	21 番	山 根 祐 二 君
22 番	三 原 昭 治 君	23 番	清 水 力 志 君
24 番	今 津 誠 一 君	25 番	松 村 学 君

---

### ○欠席議員

なし

---

### ○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 村 田 太 君

教 育 長 杉 山 一 茂 君 代 表 監 査 委 員 中 村 恭 亮 君  
総 務 部 長 末 吉 正 幸 君 総 務 課 長 松 村 訓 規 君  
総 合 政 策 部 長 熊 野 博 之 君 生 活 環 境 部 長 岸 本 敏 夫 君  
生 活 環 境 部 理 事 大 田 稔 君 健 康 福 祉 部 長 林 慎 一 君  
産 業 振 興 部 長 神 田 博 昭 君 土 木 都 市 建 設 部 長 友 廣 和 幸 君  
入 札 検 査 室 長 内 田 和 男 君 会 計 管 理 者 山 内 博 則 君  
農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 谷 純 一 君 監 査 委 員 事 務 局 長 平 井 信 也 君  
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 賀 谷 一 郎 君 消 防 長 田 中 洋 君  
教 育 部 長 原 田 みゆき 君 上 下 水 道 局 長 河 内 政 昭 君

---

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 岩 田 康 裕 君 議 会 事 務 局 次 長 栗 原 努 君

---

午前10時 開議

○議長（松村 学君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○議長（松村 学君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。11番、山田議員、12番、久保議員、御兩名にお願い申し上げます。

---

一般質問

○議長（松村 学君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしく申し上げます。

これより質問に入ります。最初は、21番、山根議員。

〔21番 山根 祐二君 登壇〕

○21番（山根 祐二君） おはようございます。「公明党」の山根でございます。通告の順に従って、質問をいたします。

まず最初に、自転車活用推進についてお伺いをいたします。

平成29年3月17日に政府において、自転車の活用の推進に関する業務の基本方針について閣議決定がなされました。

その内容を一部紹介いたしますと、自転車は二酸化炭素などの環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある物質を排出しない交通手段であり、また自転車による交通は災害時の移動、

輸送や国民の健康の増進、交通の混雑の緩和等に資するものである。このため、環境、交通、健康等が重要な課題となっている我が国において、自転車の活用の推進に関する施策の充実が一層重要となっている。

また、自転車の活用の一層の推進を図るためには、自転車専用道路等の整備、自転車の活用による国民の健康の保持増進、自転車と公共交通機関との連携の促進、災害時における自転車の有効活用に資する体制の整備など、さまざまな分野における取り組みを、総合的かつ計画的に進めることが必要である。

同法の施行以降は、国土交通省において、自転車の活用の推進に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととし、関係府省庁の緊密な連携、協力のもと、政府全体で自転車の活用の推進に関する業務に効果的かつ効率的に取り組むこととするとあります。

法は、本年5月1日に施行されました。私は、平成25年6月議会におきまして、自転車利用環境整備について質問をしております。これは平成25年12月1日に改正道路交通法が施行され、例えば自転車が道路の右側にある路側帯を走ることが禁止され、違反した場合は3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金となることなど、自転車に対する規制の強化というものから、自転車利用環境整備が必要ではないかという観点から質問したものであります。

自転車に限定した法律は、これまで安全利用対策と駐輪対策を定めた法や自転車道整備法などがありますが、今回の自転車の活用の推進に関する法律は、その目的に、「自転車が有する環境保全、省エネルギー、利用者の健康維持等に資する機能を活用し、都市交通における自転車の有用性を拡充するため」という文言を追加し、自転車の活用の有用性を強調しています。

自転車活用推進研究会の小林理事長は、これまでの自転車利用に対する対策法から自転車利用の促進を基調とした推進法になったと述べております。

本年4月19日には、超党派の国会議員でつくる自転車活用推進議員連盟の年次総会が都内で開かれました。席上、NPO自転車活用推進研究会の内海事務局長は、1、自転車を追い抜く際、車の左側を自転車まで1.5メートルをあけるようドライバーに呼びかける、思いやり1.5メートル運動の普及。2として、新国立競技場の設計計画で、現状で95台しかない駐輪場の収容台数の検討。3、災害時の避難活用のため、電動アシスト自転車にリミッター解除ボタンを取りつけられるよう検討することの3点を、議長への要望として伝えました。

また、二階俊博会長代行は、道路の技術的基準を定めた道路構造令に、自転車通行空間の確保を目的に、自転車車線の規定を新設することについて、「難しい話ではない、自動

車中心の道路行政から時代が変わって今は自転車が見直されるよいチャンスだ」と述べております。

そこで質問をいたします。

1、自転車活用推進法の概要では、国の責務として自転車の活用を総合的、計画的に推進するとしています。

また、公共交通事業者は、自転車と公共交通との連携等に努める。国民は、国、地方公共団体の自転車活用推進施策への協力をする。そして地方公共団体は、国と適切に役割分担をし、実情に応じた施策を実施することとしております。地方公共団体の責務をどのように果たしていくかについて、執行部の御所見を伺います。

2、法第5条第1項に地方公共団体または道路管理者は、通勤、通学、買い物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域または自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される駐輪場の設置に努めるものとあります。

駐輪場だけでなく自転車車線や自転車通行帯の設置など、防府市における自転車活用推進のための利用環境の整備、改善はどのように進めていくべきとお考えでしょうか。

以上、2点について御答弁お願いいたします。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、「自転車活用推進法」における地方公共団体の責務についてのお尋ねでございますが、私も、法の基本理念にあります自転車の活用による環境への負荷低減、災害時の機動性確保、住民の健康増進及び交通の混雑緩和に関しましては、大切な視点であると考えております。

県におかれましても、「サイクル県やまぐち」の実現に向けた取り組みを進めておられますので、今後ますます、自転車という交通手段が注目を浴びてくるのではないかと考える次第です。

さて、自転車の活用の推進に関しましては、本法に、「地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、区域の実情に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」と定められており、今後、県におかれましても、基本方針に即した目標や講ずべき措置などを定めた自転車活用推進計画を作成されますので、市といたしましては、こうした計画に十分配慮しながら、本市の実情に即した自転車の活用を推進してまいりたいと存じます。

次に、自転車の活用を推進していくための環境整備・改善についてのお尋ねでございます

すが、議員御案内のとおり、今回施行された「自転車活用推進法」は、自転車にかかわるこれまでの法律が、道路交通環境の整備や交通安全活動の推進などをうたった対策法であったのに対し、自転車の積極的な活用を促し、交通体系における自転車の役割の拡大を目指す法となっております。

本市におきましては、これまでも勝間鐘紡自歩道線の整備やサイクル・アンド・ライドの取り組みなどの自転車と公共交通機関との連携の促進、自転車の交通事故防止の啓発など、「自転車活用推進法」に掲げられている基本方針に則した事業を実施しているところでございますが、議員お尋ねの自転車道や自転車通行帯の設定など、自転車利用環境の整備・改善につきましては、財源等も含めまして、さまざまな課題がございますので、今後、国や県、公安委員会など、関係の各所と協議しながら施策を考えてまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。

1番の市の責務については、国の計画に配慮していくということでもございました。2の整備については、自転車の活用、役割の拡大を求める法であるということも認識され、公共交通との連携、そしてそういったことを今、防府市は進めているというお話から、予算の件もあり関係各所と協議をしていくという御返事でありました。

答弁にありました自転車専用道路、自転車専用車両通行帯の整備については、市長からも御答弁ありまして非常に予算もかかるものであるということがございました。地方の交通環境はさまざまな形態をとっておりますので、簡単に自転車専用道路をつくるということは非常に困難な場所も多いとは思いますが。

しかしながら、自転車専用道路までいなくても、専用車両通行帯の整備ということも法にうたっておりますので、そういったことから徐々にそういったものを、警察とも連携しながら、協議を進めながらそういった整備に着手をぜひしていただきたいと思っております。

この法の8条の8にあります自転車の利用者に対する交通安全にかかわる教育及び啓発ということがございますが、この自転車利用者に対する交通安全、その教育、啓発については、具体的にはどのように取り組まれていかれる考えか、その点について質問をいたしたいと思います。御答弁をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

現在では春の全国交通安全運動の期間中に、防府駅前朝の通勤・通学時に警察や防府

市安全会議、市内中学生、高校のサイクルリーダーらと一緒に自転車安全利用キャンペーンとして、啓発チラシを配布いたしております。

そのほかに市内の高等学校5校の新1年生全員に啓発チラシの配布もいたしております。また、市内の高等学校5校の通学時に啓発チラシの配布もいたしております。

あと高齢者向けとして、秋に高齢者を対象に自転車の乗り方、交通上の決まりやマナー等の周知徹底を図ることを目的とした高齢者自転車大会を山口県高等自動車学校で開催いたしております。

あと、そのほか随時、市広報での啓発も行っております。

今後も警察、安全会議等と協議しながら、どういう啓発が必要なのか、効果的な啓発とかその辺も考えて、今までの取り組みもですが、新しい取り組みもできれば取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） 交通安全にかかわる教育、啓発については、チラシを配る等いろいろ努力もされているように答弁をいただきました。

自転車の規制をしていくだけでなく、今回の法律は活用推進というところに重きを置かれた法律でありますので、最初の質問の中でも申しましたけれども、その規制だけではなく、例えば自転車を車が追い抜いていくときに、車の左側を自転車まで1.5メートルあけるということをドライバーに呼びかけるということ、これはシールをつくって非常に推進をしている自治体もあるわけですけれども、この件についてどのように考えられますでしょうか、ちょっと御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えします。

現在のところ取り組みというのはしておりませんが、国とか県のいろいろ取り組み、他市の取り組み等も参考にしながら、警察、安全会議等とどういことができるかということを検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） 了解をいたしました。こういう自転車で実際に走ってみると、追い抜いていく自動車の恐怖感というのは非常に私としても感じたところであります。

国、県の今からの計画出てくるとは思いますけれども、こういったことを既にやっているところもありますので、念頭においてこういう呼びかけ、自転車を利用する人に対してだけではなく、車を運転する方に対してもそういった呼びかけをしていくことで、自転車の利活用が大きく拡大するということにもなるかと思っておりますので、その辺もよろしく推進

をお願いしたいなと思っております。

先日、市長が会長であります防府地区推進委員会というのがございまして、市長も参加されておりましたけれども、そこで意見交換として、ある交通事情についての例が意見として出されました。これは桑山中学校の南側を西に向かう道路についての御意見でありました。

この道路は片側のみ路側帯が区画、ペイントされておるところでございますが、登下校の生徒が多い中、自転車はどこを通行すればよいのかと、こういった御意見でございました。以前からこういう問題は出ている、ちゃんと言っているんだが、どうだろうかということでございます。

そこに警察の方もいらっしゃいましたけれども、交通課ではなかったので明確な答弁は出ておりませんですけれども、道交法によりますと、自転車の通行は道路の左側通行ということが示されております。

こういった同様の状況の道路は、市内ではほかにも数多くあると思っておりますけれども、この道路の場合、道路管理者としての御意見はどういうふうに持っていらっしゃいますでしょうか、お答えください。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

議員の御指摘される道路でございしますが、自動車交通量が大変多い道路、また交差点を除いてセンターラインが引かれていないという、道幅も決して広くないといったような道路になります。

南側については、今ペイントで歩行者が安全に通れるようにということの配慮がされているわけですが、道路の北側、桑山中学校のグラウンド側については、側線が引かれていないというのが現状でございします。北側についても白い区画線を引くことで、自転車の通行がより安全になるというふうを考えております。

ただし、中学校のグラウンドの接したところについては、以前側溝がふたがかかっている状況でございましたが、側溝をつくり直してふたをかけることで、自転車もより安全に通行できるというふうなこともしております。

以上です。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） 市町村自転車活用推進計画ということで、法の11条におきましては、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるよう努めなければならないとありますので、防府市の実情に応じた計画を推進

していくということが必要になると思います。

なかなかこういった問題、多くあるわけでございますけれども、やはり道路管理者として、その通行に関する取り決めというか方針を示していくことが安全対策につながるのではないかとこのように思いますので、市の役割ということをしっかり努めていっていただきたいなというふうに思います。

いずれにしても、自転車を規制するというわけでは、それが目的ではありませんので、走りやすいように、活用しやすいようにしていくことが大事だと思っております。

交通安全法規のほうも改正がありまして、自転車の通行につきましても、歩道を通ることについて、基本的には軽車両でありますから車道を走ることが、法に強く明記されるようになっております。

防府市では、自転車通行可の歩道もまだまだ多くありますけれども、しかしながら、そこを通行する自転車のマナーというのは、そうよくないと感じております。

法がうたっているのは歩道を通るときには歩行者優先ということで、歩行者の通行を妨げないように、言ってみれば鈴を鳴らすこともしてはいけないというようなことも書いてありますので、そういったことを行政としてアナウンスしていくと、自転車の活用方法はこうですよ、それを守った上で活用していきましょうというアナウンスをすることが必要ではないかと思っておりますので、そういったところを積極的に取り組んでいくということをお願いして、この質問は終わりたいと思います。

次に、うそ電話詐欺防止について質問をいたします。

主に電話などで相手をだまし、金銭の振り込みを要求する犯罪が後を絶ちません。詐欺行為の名称はいろいろあり、振り込め詐欺、オレオレ詐欺、にせ電話詐欺などがあり、山口県は、うそ電話詐欺を採用しています。

これら特殊詐欺の中に4つの形があり、なりすまし詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺を総称して振り込め詐欺ともいうそうであります。

平成28年の全国特殊詐欺認知状況は1万4,151件、被害額は406億3,000万円となり、依然として高水準であります。この中で65歳以上の高齢者の被害は1万1,041件、割合は78%で、高齢者の被害対策が必要となっております。

警察庁が推進する高齢者の被害防止対策の一つに、高齢者が犯行電話を直接受けないようにするため、警告メッセージが流れる自動通話録音機つき電話機を自治会等と連携し、高齢者宅へ無償貸与等の普及活動を推進しています。28年末現在で38都道府県で5万9,000台を確保しているそうです。

また、岡山県では、平成28年7月1日から、対応電話機を65歳以上の者のみで構成

される世帯の方に電話機設置支援をしています。電話機は2種類あり、1万2,000円の機種と7,000円のものがあります。購入費の2分の1支援ですので、自己負担は機種により6,000円または3,500円となります。

電話機の特徴はコードレス子機と親機の2台セットで、着信中にかけてきた相手に通話を録音すると伝えてくれます。また電話に出る前に、呼び出し音と注意喚起のアナウンスを交互に繰り返します。非通知の相手には自動で着信拒否をします。子機で着信通話時に、こちらの声を男性のような低い声に変えて対応する機種もあります。通話中にメッセージやチャイム音を流して電話を切るタイミングをつくることもできます。

このように電話機の機能も上がり、反対に電話機購入費は随分安くなっています。岡山市では、平成29年4月までで123台の実績となっています。利用者アンケートでは不審電話が減ったケースが多かったそうです。

そこで質問をいたします。うそ電話詐欺の山口県の直近の被害状況について、また行政の役割、対策についての御所見を伺います。

2、うそ電話詐欺の被害に遭う方は、ひとり暮らしの高齢者が多いようですが、高齢者に対する被害防止策はどのように考えているのか。また、他市で行っている電話機設置支援を本市でもしてみてもはどうでしょうか。

以上について、御答弁お願いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 御質問にお答えいたします。

まず、県内のうそ電話詐欺の被害状況についてでございますが、県警本部生活安全企画課からお聞きした数値でお答えいたします。

平成27年の県内の発生件数ですが、114件で、被害総額は2億9,583万円でございます。その内訳でございますが、県警では先ほど議員から御紹介いただきました振り込め詐欺と、金融商品や男女交際、ギャンブル必勝法などをあっせんし現金をだまし取る買え買え詐欺、この2種類でジャンル分けをしております、振り込め詐欺では104件、2億3,471万円、買え買え詐欺では10件で6,112万円となっております。

平成28年の発生件数は108件で、被害総額は3億1,948万円でございます。内訳は、振り込め詐欺が103件で2億9,989万円、買え買え詐欺が5件で1,959万円となっております。

次に、行政の役割、対策につきましては、市民の皆様がこのような被害に遭われないよう啓発活動や情報提供を積極的に行うことが重要であると考えております。

そのため、本市の消費生活センターでは、消費生活に関する問題につきまして、市広報

やFMラジオを活用した定期的な情報提供のほか、消費生活講座及び地域や学校に出向いて行う出前講座の開催や消費生活モニター事業の実施において、消費生活の問題に関する幅広い啓発活動を積極的に展開いたしております。

特に、お尋ねのうそ電話詐欺の被害防止対策につきましては、これらの活動の中で事例報告や注意喚起を繰り返し行っているところでございます。

また、特殊詐欺のほとんどが電話による勧誘のため、録音機能やナンバーディスプレイ機能を備えた電話機を利用されるなど、被害防止に努められるよう今後の対策についての助言を行っているところでございます。

2点目の高齢者に対する被害防止対策につきましてはですが、特殊詐欺に関する相談は、その多くが高齢者から寄せられております。高齢者の判断力、記憶力の衰えに乗じた巧妙な手口に対しましては、関係機関と連携いたしまして、高齢者御本人のみならず、高齢者にかかわる方々にも啓発や情報提供を今後も実施してまいります。

また、議員御案内の特殊詐欺等被害対策機能のついた電話機の設置は、安心感を醸成できるなど、特殊詐欺に対する有効な防止対策の一つとして承知しているところでございます。

現在のところ、機器の設置支援制度の導入までは予定はしておりませんが、被害防止対策を目的としたさまざまな機器を御存知でない方もおられると思いますので、このような機器の周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。

山口県におきましても、被害状況は今言われたとおり、平成27年、平成28年も、いずれも3億円前後の被害が実際に起こっているわけでございます。件数にして100件を越す件数が起こっております。

本当に全国でもたくさん起こって、山口県を見てもかなりの数、防府市でもやはり起きております。山口県の件数、これ5月だけですけれども、ちょっと調べてみますと、直近1カ月の不審電話等の被害というのが、山口市が5件、周南市が5件、下関が8件、長府が6件、防府市が1件というものでございました。届け出があったものだけでございますので、届け出のなかったものもあると思います。

電話機の設置支援については、これはそういったものがあるということを知はしているけれども、施策導入についてはまでは考えていないという御答弁でございました。その費用を出して導入支援をしていくということだけではなく、多くの自治体では、犯行電話を直

受けたくないようにするため、警告メッセージが流れる電話機を無料で貸与するという事も行っております。

お隣の山口市は、100台限定で基本的に6カ月間、最長で1年間無料貸し出しをしております。行政が電話機設置補助や貸し出しを行うことが、市民への注意喚起となることと考えます。高齢化はますます進んでいきます。不正を許さない、市民を守る取り組みが必要ではないかと思っております。

防府市だけを見ても、最近の被害、ネットを見るだけでそういった情報が入ってくるわけですが、架空請求詐欺の未然防止ということで6月8日、つい最近でございますが、防府警察署は発表しております。

1件御紹介しますと、防府市居住のAさん、60歳代女性の方に、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などと記載されたはがきが届き、このはがきに記載された番号に電話したところ、相手の男から弁護士会を紹介するので電話をかけてくださいと言われたが、指示された電話番号に電話をかけたところ、裁判を取り下げるための費用が必要ということで、コンビニで電子マネーカードを購入してくださいというような話でしたが、この方の場合にはコンビニに行ったところ、コンビニの店長に、購入方法を尋ねたところ警察に行くように説得され、被害はなかったというようなことであります。

被害はないのはいいんですけども、被害に遭われた方も多数いらっしゃいます。防府市だけを見ても、5月30日、防府市のAさん宅に同じような連絡がありましたけれども、この人は弁護士代金を振り込んでもらわなければいけないという電話に対して、指定された口座に現金20万円を振り込んで、だまし取られたというものでございます。

これは3月6日からでございますが、これも防府市の男性20代の携帯電話に、ある男から、有料サイトの未払いがあるというような連絡がありまして、結果的にはこの男性、若い男性でございますが、合計210万円を指定口座に振り込んだというような結果でございます。

大きいところでは、これは2016年、去年の11月でございますが、防府市の60代の女性が1,550万円をだまし取られるという詐欺被害に遭ったということを発表しております。このように非常に短い期間で、また身近なところから、こういう被害というのは日々起こっているというふうな感じがしております。

山口市で先ほど貸し出しをやっているということでお聞きしてまいりました。平成27年の8月からこの貸し出しをしておりますが、現在貸し出し実績が113件あるそうです。

これは初期投資の電話機購入だけですけども、一応100台、山口市では用意をしま

して貸し出しをするということで、試しに使っていただいて、あと必要な方は返却後、自分で購入していただくということになりますが、電話のコール前にアナウンスがあるということで、そのアナウンスだけで相手が電話を切るという場合も非常に多いそうであります。カウントするような機能がついておりまして、その担当者に聞いたところ、25%、約4分の1は接触する前に電話回線を切断しているというようなことがありました。

アンケートをとったところ、そういった迷惑電話が減ったと、非常に安心であるというようなことが高齢者からも意見としてあったということでございます。ぜひ防府市も、こういった取り組みに対して積極的に考えていただきたいと思うものであります。よろしくお願いをいたします。

以上で、この項についての質問は終わります。

次に、公共交通活用推進について質問いたします。

高齢化社会や人口減少社会に突入しつつある近年、公共交通の活用は特に地方都市にあっては重要な課題であると言えます。

本市におきましても、買い物や通院など生活に必要な施設への移動は必要不可欠なものでありますが、市街地の空洞化は著しく進行しており、その結果、商業施設が自家用車によるアクセスを主体として考えられた郊外型ショッピングセンターやロードサイド店が目立っております。

ところが、近年高齢運転者による重大な事故が相次いでおり、交通死亡事故における高齢者運転者の割合も上昇しております。マイカーを使えない買い物難民は、今後ますます増えていくことが予想されます。

今後さらに公共交通への期待は大きくなると言えますが、公共交通へのニーズと経営的な現実とのギャップは大きな課題となっております。自治体でできることを考え、環境整備していくことが大事であります。

私は、平成18年の一般質問でバス停の整備を取り上げました。当時市役所東側県道に防府市役所前バス停がありましたが、バス停表示看板だけが設置されておりました。そこにバス停上屋とベンチの設置をお願いしました。市長答弁では、県道であるので道路管理者である県とよく相談して、前向きに検討するというものであります。

そして、平成21年、県道拡幅工事とあわせ、バス停上屋を整備されています。ベンチはついてないようです。

平成25年には高砂議員が、バス待ち環境の整備について質問をしております。ここでもバス停上屋とベンチ設置について提案をしていますが、市長答弁では、原則としてバス事業者において上屋やベンチを設置していただく方針に変わりはありませんということ

でございました。

そこで質問いたします。

1、サイクル・アンド・ライドが市内数カ所に設けられ利用されていますが、その利用状況、推進状況についてお尋ねいたします。

2、福岡市では、バス停付近やバス路線沿いの土地所有者に対し、バス停にベンチを設置すれば半額助成をする制度を始めましたが、本市でもできないでしょうか。

3、本年10月に実証する市街地循環バス実証運行計画におけるバス停は、どのように設置するお考えでしょうか。

以上、御答弁お願いいたします。

なお、高砂議員の質問に対する松浦市長の答弁では、

公共施設並びに観光地のバス待ちの状況は、決しておもてなしの心があらわれているものとは言えないというふうに思っております。散策をされてバスを待つ、ちょっとした間でも腰をおろすことができれば、どれだけ潤い、安らぎになるかということを考えますと、気持ちはよくわかるところでございます。

どのような安全な形で椅子を置かせていただくことができるか、あるいは悪用されることのないようにしていくにはどうしたらいいか、私なりの思案もいろいろとございますので、模索しながら、できるところから取りかかってまいろうと、そのように思っております。

とのことであります。

よろしく御答弁お願いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

まず、サイクル・アンド・ライドの進捗状況についてのお尋ねでございますが、本市では、平成26年3月に策定いたしました第二次防府市生活交通活性化計画に基づき、路線バスをはじめとする生活交通の利用促進の一環として、自転車で公共施設や商業施設などの駐輪場まで行き、そこからバスに乗りかえるサイクル・アンド・ライドの取り組みを推進しております。

現在、市役所や公民館などの公共施設をはじめ、アルク防府店やJA防府とくち華城支所、東山口信用金庫問屋口支店など、民間施設にも御協力いただき、市内12カ所の駐輪場で路線バスへの乗りかえが可能となっております。

利用状況につきましては、詳しく把握できてはおりませんが、極めて少ない状況と認識しておりまして、引き続きPRに積極的に努めてまいりたいと存じます。

次に、福岡市が始められたベンチ購入費補助制度を、本市でも実施できないかとお尋ねでございますが、議員御案内のとおり、本制度は、高齢者や障害者など、誰もが外出しやすいまちづくりの推進を目的として、バス停付近など歩行者が気軽に休憩できる場所に、自治会や商店街などがみずからベンチを設置する際に、ベンチの購入費の一部を補助するというものでございまして、今後、超高齢化社会に対応したまちづくりを進めていく上で、参考となる取り組みの一つであると考えております。

さて、そうした中、本市では、将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークを形成するため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通網形成計画の策定と、本計画を実現するための地域公共交通再編実施計画の策定準備に着手いたしております。

このため、今後、バス路線の再編を検討していくこととしておりまして、地域団体等の主体的な取り組みを支援するベンチ購入費補助制度につきましては、地域公共交通網形成計画の策定の中で研究してまいりたいと存じます。

最後に、本年10月に実施する市街地循環バス実証運行におけるバス停設置についてのお尋ねでございますが、本市では、地域公共交通網形成計画の策定に当たり、調査事業の一環として、市中心部の医療機関や商業施設などをめぐる循環バスの実証運行を計画しております。

現在、実施に向けた最終調整を行っているところでございまして、防府駅を起終点とする2系統のルートを設定し、平日のみ1日8便で運行することを考えております。

議員御質問のバス停でございますが、今回の実証運行では、ワゴン型車両を使用し、可能な限り商業施設などの敷地内への乗り入れを検討しております。

バス停候補地を具体的に申し上げますと、東回りのルートは、防府駅発着で、桑陽病院前、公会堂前、緑町三祐病院、コスモス緑町店、松村内科前、国分寺バス停、吉田整形外科、うめてらす前、定念寺前、船津医院前、ゆめタウン防府前、大西眼科、アルク防府店前の順となっており、このうち、緑町三祐病院、コスモス緑町店、吉田整形外科、大西眼科につきましては、敷地内への乗り入れの内諾を得ておるところでございます。

また、西回りのルートのバス停候補地は、同じく防府駅発着で、防府耳鼻咽喉科前、コマダ珈琲店、深川内科循環器科、大進前、八王子バス停、ゆめタウン防府前、ちょう歯科前、光山医院、宮市福祉センター前、佐波中学校前、宮市バス停、定念寺前、うめてらす前、たにがわ医院、松崎町薬局前、天神町バス停、アルク防府店前の順となっており、このうち、コマダ珈琲店、深川内科循環器科、光山医院、たにがわ医院につきましては、敷地内への乗り入れの内諾を得ております。

なお、実証運行期間中は、仮設バス停標識を設置することとし、2カ月間の実証運行の検証を踏まえ、将来、本格導入となった場合には、改めて正式にバス停を設置してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） それぞれの質問に答えていただきました。サイクル・アンド・ライドの利用状況は、詳しくはわからないが極めて利用が少ないということでございました。

バス停の上屋、ベンチ等は、原則事業者において設置していただくという当局の考え方でございますが、この状況を事業者はどのように考えているのでしょうか。

また、こういったこと、バス事業者と行政の連携、協議をしていく必要がありますが、その連携、協議の方法は、どのようにとっていらっしゃいますか、質問いたします。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えします。

まず、バス事業者との協議でございますが、バス停の整備に限らず、いろんな面でその都度頻繁に協議は行っております。

先ほど議員からお話もありましたが、これまでの一般質問でお答えしておりますとおり、原則としてバス停の整備に関しましては、バス事業者において上屋とベンチの設置はしていただく方針に、市として方向性は変わりはありません。このことにつきましては、バス事業者においても共通認識をされております。

それで、そのバス停のことにつきましても、事業者と協議の中で、バス事業者からは、バス停についての整備につきましては、大変重要視はされております。協議の中でもそういう話は出るんですが、近年のモータリゼーションの進展等により、バスの利用者が減少している状況下にあることから、バス停の整備に割りさく利益といいますか、そういうものが十分確保できていない状況にあるので、整備が思うように前に進んでいないということをお聞きしております。

市といたしましても、その協議の中で、バス停の整備が進まない状況というのも認識しておりますので、バス事業者との協議の中で、先進地事例をバス事業者に紹介するなどして、例えばバス停等の広告収入を取られてバス停の整備に充当してはどうかとか、そういう話も投げかけております。

そういう議論を、その都度バス事業者とも協議しておりますので、引き続きバス停の整備に向けて、前向きな方策が考えられないか協議してまいりたいと思っております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） バス事業者との協議については、その都度頻繁に行っているというお答えがございましたけれども、そういったところがなかなか見えてこないというふうに感じております。

バスの運転手が、やはりどんなところのバス停で高齢者がたくさんお待ちなのか、利用はどこのバス停が多いのかということ、バス事業者であれば把握していると思いますけれども、執行部はその辺のところ、どこのバス停の利用が多いかわかりますでしょうか。その辺の状況をつかんでらっしゃいますか、どうでしょうか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 一つずつの実際の数値はつかんでおりませんが、よく利用されるバス停については、大まかなお話は聞いております。

防府の場合、周辺の地域は駅のほうにバスが集中するような格好になっておりますので、特に周辺部から、牟礼とか西浦のほうとか、その辺から駅のほうに来られる方はかなりおられると思います。

それで、それを經由して県立病院のほうに行かれる方が大変多うございます。そういう大きな利用者の流れは把握しておりますが、一つ一つのバス停の乗降の推移といいますか、それは今まだつかんでおりません。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 21番、山根議員。手短によろしく申し上げます、時間が参っております。

○21番（山根 祐二君） バス停整備については、事業者にお問い合わせすると。事業者については、経営上非常に困難であるということであれば、いつまでたってもバス停整備はできないわけでございます。ベンチ購入補助制度など研究していくという答弁もございましたので、その辺のところをしっかりと結果が出るような協議を事業者と重ねていただきたいということを要望して、質問を終わります。

○議長（松村 学君） 以上で、21番、山根議員の質問を終わります。

---

○議長（松村 学君） 次は、20番、高砂議員。

〔20番 高砂 朋子君 登壇〕

○20番（高砂 朋子君） 「公明党」の高砂でございます。

それでは、通告に従いまして、3点ほど質問をさせていただきますので、どうぞよろし

くお願いをいたします。

1 項目め、食品ロス削減に向けての取り組みについて伺います。

食べられる状態なのに捨てられる食品ロス、家庭やスーパー、ホテルやレストランなど、あらゆるところで見受けられます。

農林水産省によると、国内では年間 2, 797 万トンの食品廃棄物が発生し、このうち、632 万トンが食品ロスと推計され、食料自給率約 4 割にとどまっている日本にとって、食料の安定供給のためにも、食品ロス削減は喫緊の重要課題とされています。

国は、消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省の 5 省庁が連携し、「食べものに、もったいないを、もういちど。」と掲げ、官民を挙げて、食品ロス削減国民運動を開始しております。

既に、先進的な自治体では、さまざまな食品ロス対策が進められています。我が市においても、ぜひとも明確な取り組みをお願いしたいと思います。

そこで、1 点目、県推進の「やまぐち食べきり運動」に対して、市としての取り組みについて伺います。外食時や家庭での食べ残しを減らし、山口の食材をおいしく全部食べ切る運動でございます。

アとして、宴会等でできる食品ロス削減「30・10 運動」の周知について伺います。

「30・10 運動」とは、平成 23 年に松本市で始まった取り組みで、宴会開始後の 30 分は自席で料理を楽しみ、終了前 10 分になると、幹事らが呼びかけ、自席に戻り、残った料理を食べることに集中するという運動です。この運動は全国に広がり、環境省のまとめでは、平成 28 年度に 18 道県と 62 市区町で導入されています。県もこの取り組みを幹事さんへの心得として呼びかける運動を開始しております。

環境省は、食品ロス削減に向けた機運が高まったことを受け、今年度から本格的にこの運動を全国に広めるべく、普及啓発に取り組むとしています。市としても、今後、食品ロス削減の意識づけの第一歩となる「30・10 運動」を市民の方に大きく啓発してはいかがでしょうか。

イとして、「やまぐち食べきり協力店」の登録推進について伺います。

登録対象は、旅館、ホテル等の宿泊施設及び飲食店で、協力店の食品ロス削減のための項目として、食べ切りメニューの提示、お客様への聞き取り、食材の使い切り、希望量に応じた料理の提供、料理の持ち帰りや食品廃棄物のリサイクルの 5 項目のうち、3 項目を実践することが求められます。

本年 6 月 2 日時点で、県内 244 カ所、県内 7 市のホームページには、この「やまぐち食べきり協力店募集」のコーナーがありましたけれども、残念なことに、防府市には、こ

の言葉を入れてもヒットいたしません。

宇部市は「やまぐち食べきっちよる運動 i n U B E」として、県の示す運動をさらに宇部市バージョンとして積極的に展開されています。協力店も大変多い状況です。

食品ロス削減を意識していただける協力店が市内にも増えるよう、しっかり呼びかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

ウとして、食品在庫の適切な管理や食材の有効活用等、家庭でできる取り組みの普及啓発について伺います。

外食の場での食べ切り運動が広がることと同時に、家庭での取り組みも重要になります。ごみの減量化にもつながる大事な方策です。

宇部市は、食べ物やエネルギーを大切にすること、水を汚さないこと、ごみを減らすこと等、環境を考えながら、食材の買い物と料理と片づけをするエコクッキングを推奨されています。

2点目でございます。災害時備蓄食料の更新時には、どのようにされているのか伺います。

全国的には、福祉サイドとの連携でフードバンクの寄附をされているところも増えてきております。フードバンク活動とは、安全に食べられるのに、過剰在庫などで流通に出すことができない食品を企業から寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動です。一般家庭からも提供を呼びかけています。御所見を伺います。

3点目、学校給食での取り組みを通し、食育の充実を図ることについて伺います。

子どもたちの食べ残しの状況をお示しいただくとともに、子どもたちへ、おいしく全部食べ切ることの大切さをさらに給食の中で教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（松村 学君） 20番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問のうち、私からは1点目と2点目についてお答えをさせていただきます。

本市では、循環型社会の構築を目指して、3Rの取り組みを推進しておりますが、その中でも、リデュース——ごみそのものを減らす取り組みが重要となっており、議員御案内のとおり、ごみ減量化対策として、本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品ロスの削減に取り組む必要がございます。

国におかれましては、平成27年7月に、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基

本方針が定められ、さらなる食品廃棄物等の発生の抑制の促進が必要であるとされ、地方公共団体には、地域における食品ロスの削減の取り組みを促進するための地域の住民や食品関連事業者に対する普及啓発等に取り組むよう要請されており、本市といたしましても、積極的な取り組みが必要であると認識しております。

1点目の山口県が推進しておられます「やまぐち食べきっちゃる運動」に対する取り組みについてのお尋ねでございましたが、山口県におかれては、飲食店・旅館、スーパー、生産・製造者等の事業者、消費者、行政で構成される食品ロス削減の実践活動を推進する山口県食品ロス削減推進協議会が設立され、「やまぐち食べきっちゃる運動」として、食品ロス削減に向けたさまざまな取り組みが展開されております。

その取り組みに対する本市の状況及び今後の対応についてのお尋ねでございましたが、まず、「30・10運動」の周知状況でございます。

市役所内での取り組みとしまして、「30・10運動」を記載した幹事さんへの心得を忘年会・新年会シーズンと4月の歓送迎会時期に各職場へ配布し、職員が率先して、宴会で発生する食べ残しを減らすよう意識づけを行っておりますが、今後は、市広報、市ホームページなどを通じて、広く市民、事業者の皆様にも、宴会などの際に実践していただけるよう呼びかけてまいりますとともに、飲食事業者の皆様にも御協力をお願いしたいと考えております。

次に、「やまぐち食べきり協力店」の登録推進についてでございますが、県内の登録店舗数は244店舗でございますが、本市の登録店舗数は、議員御指摘のとおり、現在のところ、10店舗にとどまっており、他市に比べ、少ない状況でございます。今後、飲食業者の業界団体を通じて、食べきり協力店制度への登録呼びかけを行い、登録店の増加を目指しますとともに、市民の皆様へは、市ホームページなどで「やまぐち食べきり協力店」を紹介し、利用を呼びかけてまいりたいと思っております。

最後に、食品在庫の適切な管理や食材の有効活用等、家庭でできる取り組みの普及啓発についてのお尋ねでございましたが、昨年、防府市消費生活モニター事業として、消費生活モニターと消費生活研究会が実施されて、食品ロスについてのアンケート調査によりますと、食品ロスについて、「知っているが、どう行動したらよいかわからない」、「聞いたことはあるが、余り気にしたことはない」との回答が約半数を占めておりました。このため、食品ロス削減に関する具体的な方法や事例をお示しする必要があると考え、市広報5月15日号に、家庭でできる食品ロス削減の取り組み事例を掲載いたしますとともに、FMわっしょいの防府市からのお知らせでも同様のPRを行っており、今後もこのような広報活動を継続してまいりたいと存じます。

また、市では、昨年10月に、食品ロス削減に取り組む地方公共団体で設立された全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会に加入しておりまして、この協議会を通じて、食品ロス削減に向けた他の自治体の取り組み状況を参考に組みたいと存じます。

いずれにいたしましても、本市における取り組みは、決して十分とは言えない状況でございますので、食品ロスを削減する活動が市民の皆様に浸透していくよう、普及啓発に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

2点目の災害時備蓄食料の更新時の対応についてでございますが、市では、災害時の非常食料を市役所や小・中学校に設置しております防災倉庫及び公民館などの自主避難場所に備蓄しており、賞味期限到来前に適宜更新を行っているところでございます。

議員お尋ねの備蓄食料の更新時の対応につきましては、賞味期限が来る備蓄食料を、毎年実施しております防府市総合防災訓練や市内各地域の自主防災組織等が実施される防災訓練などで、備蓄食料の啓発として使用し、賞味期限到達前の有効活用を図っております。

また、上下水道局では、災害時備蓄用及び上下水道事業PR用として製造しております500ミリリットル入りのボトルウォーター淡如水を災害支援、防災訓練、その他の諸行事等に使用し、賞味期限の2年以内に使い切っている状況でございます。

以上、答弁申し上げます。残余の御質問につきましては、教育長から答弁いただきますと思います。

○議長（松村 学君） 教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 私のほうからは、3点目の学校給食における食品ロス削減の取り組みについての御質問にお答えいたします。

まず、学校給食における食べ残し——残食量の状況でございますが、平成28年度の1日の1人当たりの残食量は、小学生4.8グラム、中学生5.3グラムでした。割合にすると、1%となります。

給食は学校給食実施基準に基づき、栄養バランス、カロリーなどを計算して1人当たりの量を決めておりますので、残食がないことが児童・生徒の健全な成長につながるものと考えております。

また、おいしく食べるために、季節によって献立や味つけを変えたり、日本の郷土料理や世界各地の料理を提供したりするなどの工夫を行ってきております。最近の取り組みといたしましては、ホストタウン事業に関連したセルビア給食を実施しております。

市内小・中学校におきましては、学校給食時間の指導を通して、食品ロス削減に向けた

取り組みを進めております。具体的な例として、児童・生徒による残食ゼロを呼びかける放送やポスターの作成などを行っております。先に述べました残食量の少なさから、これらの取り組みの成果が出ているものと考えております。

今後とも、学校給食時間における指導を通して、食品ロス削減を含めた食育の取り組みを充実させてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 20番、高砂議員。

○20番（高砂 朋子君） ありがとうございます。今回は、食べ物にもったいないという思いをもう一度という思いで取り上げさせていただいたわけでございます。

積極的な食品ロス削減に向けての取り組みが必要だと、そういうふうに認識をしているという御答弁でございました。

「30・10運動」につきましては、市内でまずは取り組んでいращやるということを私も経験したことがございます。これが広く市民の皆様や事業者の方々へ広まるように、しっかりと呼びかけをしていただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

それから、災害時の備蓄の食料のことにつきましては了解をいたしました。とても防災の教育啓発につながっているのではないかと、そういうふうにも思った次第でございます。

それから、また、学校給食の現場におきましても、残渣はパーセント的には1%ということで、ほとんどない状況だろうというふうに思いました。季節感のあるおいしい給食への取り組みや、また、アレルギー対策への細やかな配慮など、長年の取り組みの成果ではないかと思っております。心から感謝を申し上げたいと思っております。

そこで、質問を2点ほどさせていただきます。

先ほど御答弁の中にもありましたように、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会に防府市も加入をしているということでございます。この協議会へ加入された経緯等がわかれば、教えていただきたいと思っております。

○議長（松村 学君） 生活環境部理事。

○生活環境部理事（大田 稔君） 御質問のほうにお答えいたします。

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会、この協議会でございますが、昨年10月に、福井県の呼びかけで設立をされたものでございます。現在、47都道府県と248市区町村が加入をしております。

この目的でございますが、広く全国で食べ切り運動を推進するために、地方公共団体が相互に連携をして取り組む情報交換等の場を設けるということ趣旨に設立をされております。

加入の経緯というお尋ねでございますが、昨年9月に、私ども本市にも参加の案内をいただいております。防府市では、ちょうどごみ処理基本計画の見直しというものを進めておりまして、その中で、今後、食品ロス削減に取り組むことを新たな施策として掲げていこうというふうに検討をしておったところでございます。また、県の参加要請というものもいただいておりますので、加入をしたものでございます。

今後、このネットワークを通じまして、食品ロス削減に向けました他の自治体の取り組みを参考にして、防府市でも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 20番、高砂議員。

○20番（高砂 朋子君） ありがとうございます。この主な事業、それは言うまでもなく、今、御答弁にありましたように、食べ切り運動の普及啓発ということでございます。加入をしている防府市でございますので、しっかりと具体的な取り組みを開始をしていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

宇部市のほかにも、所沢市は「食品ロスゼロのまち促進事業」、また、厚木市では「もったいない運動」、こういった事業名をしっかりとつけて、さまざまな自治体が啓発だけではなくて、食品ロスの実態調査であるとか、子どもたちへの教育、消費者団体との連携、また、食材使い切り料理の推進など、本当に具体的に取り組んでおられることがアップされておりました。ぜひとも具体的なお取り組みをよろしくお願いをしたいと思っております。

それから、2点目でございますが、先ほど、フードバンクのことを少し御紹介をさせていただきました。このフードバンクの団体は、活動を通じて、食品の有効活用を行うことで食品ロス削減に貢献しておられるわけでございますけれども、行政とのかかわりがないと、また、そういった旗振り役がないと、大きく周知はできないということがさまざまなところで書いてあるのを見受けました。大変難しい活動だというふうに言われております。市としては、この活動に対してどのようなお考えなのか、御所見を伺えればと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（松村 学君） 生活環境部理事。

○生活環境部理事（大田 稔君） フードバンクへの行政としての支援という点に関してのお尋ねでございます。

現在、県内におきましては、フードバンク山口という任意団体でございますけれども、フードバンクの活動をなさっておられます。目的は、食品ロスの削減と生活困窮者、児童養護施設への食料の支援ということを目的に活動をされておられまして、具体的な活動といたしましては、フードドライブと申しますけれども、家庭などで余った食品を持ち寄っ

ていただいて、地域の福祉団体、施設などに提供するという活動を行っておられます。最近では、6月11日に、J2のレノファ山口の公式戦の会場でも、フードドライブの活動を行っておられます。

本市としましては、食品ロス削減の取り組みとして、食品を持ち寄っていただく場を提供する、また、広報で積極的にPRをするという側面支援のほうから支援をしてまいりたいと思っております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 20番、高砂議員。

○20番（高砂 朋子君） レノファ山口の方々も、CM等で食品ロスのことを言われていたのを見たことがあります。さまざまところでこのフードバンクの活動を進めていかれるときが来ているのではないかというふうにも思っております。企業、事業者だけではなく、市民への啓発にもなると思いますので、よろしく願いをいたします。

最後に、「食べものに、もったいないを、もういちど。」と、そういうような思いを取り戻して、食品ロス削減に向けて、しっかりと市のお取り組みをお願いして、この質問を終わりたいと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、2項目めでございます。不妊治療のサポート体制の充実について伺います。

近年の不妊症増加の原因として、晩婚化や初産年齢の高齢化などが挙げられています。不妊治療や検査を受けた夫婦の割合が、かつての10組に1組から、6組に1組に上昇する中、経済的な面からのサポートに加え、治療がなかなかうまくいかない場合の心のケアやおくれている男性不妊治療への対応が急がれています。

そこで、1点目、不妊治療費助成の現状について伺います。

県・国が行う助成制度には、医療保険適用の一般不妊治療費助成、医療保険適用外の人工授精費助成、特定不妊治療費助成、特定不妊治療を終了された方がその助成金と合わせて申請される場合の男性不妊治療費助成がございます。市は、その助成に上乘せをする形で、一般不妊治療費助成と特定不妊治療費助成を行っています。

不妊治療は長期化することも多く、医療保険適用外の治療に進む方にとっては、経済的な負担は大変大きい状況でございます。助成の現状をまずはお聞かせをください。

2点目、心のケアや男性不妊治療への配慮を含めた相談体制の充実について伺います。

不妊症の増加により、専門的な相談支援のニーズが高まっています。

そこで、国は、今年度、昨年1月から始まった不妊治療費助成の増額措置を継続させるとともに、不妊治療専門相談センターを拡充し、より相談しやすい体制の確保に力を注ぐことになっています。

県総合医療センター（女性のなやみ相談室）の中に不妊専門相談センターが設置されており、不妊や不育に悩む方々に応じていただいています。

岩国、柳井、周南、山口、宇部の健康福祉センター及び下関保健所の6カ所においては、専門医師の担当で相談が受けられるようになっており、中でも、岩国、周南、山口、下関においては、男性不妊治療の専門でいらっしゃる泌尿器科医・白石晃司医師の相談が受けられます。

過日、県主催の不妊を考える集いがあり、その研修に参加してまいりました。白石医師は、概略ですが、このような講演をされました。

不妊症の原因の約半数は男性に原因があるにもかかわらず、治療がうまくいっていないのが現状。男性不妊外来があることも余り知られていない。女性だけが責められる風潮があるが、男性が早い時期に受診・治療をすれば、女性が高度な治療までいかななくてもよい場合もある。不妊で悩んでいる男性にもっと相談に来ていただきたい。と言われておりました。

防府市の場合、男性不妊の相談はどこに相談すればよいかと思うのですが、いかがでしょうか。このような専門医師が県内にいらっしゃるのでも、市としても積極的につないであげていただきたいと思います。不妊治療は、経済的にも、身体的にも、精神的にも、大変大きな負担がかかります。どこに相談したらよいか、悩んでおられる御夫婦が市内にはたくさんいらっしゃると思います。どうぞ、県との連携の中で、積極的なお取り組みをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。現状とあわせて御所見をお聞かせをください。

3点目、不妊治療と仕事の両立支援について伺います。

厚労省は、事業主向けに、「従業員が希望する妊娠・出産を実現するために」というリーフレットを作成し、不妊治療をしながら働く人たちの支援をしていくとしています。

職場における取り組みとしては、大変デリケートな問題なので、プライバシーの保護に配慮することや不妊治療を目的で利用できるフレックスタイム制の導入、年次有給休暇の時間単位取得の導入などが紹介されています。

不妊治療は治療期間が長期間に及び、月に何度も通院しなければならないケースがあります。治療のために退職を余儀なくされたり、職場に相談できずに精神的に孤立してしまうこともあり、働く女性にとって、仕事と治療の両立は難しいのが現状です。男性も少なからず影響はあると思います。

三重県津市は、平成27年6月から市内の中小企業が、不妊治療のための休暇制度の新設や、実際に従業員が同制度を利用して休暇をとった場合の奨励金支給事業を行っています。市においても、庁内連携のもと、両立支援のお取り組みをぜひともお願いしたいと思

いますが、いかがでしょうか。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えをいたします。

1点目の御質問、防府市の不妊治療費助成の現状についてでございますが、まず、事業の概要について御説明をいたします。

不妊治療費の助成については、医療保険が適用される治療に対する一般不妊治療費助成事業と、医療保険が適用されない人工授精費助成事業及び特定不妊治療費助成事業の3種類がございます。どの治療方法も治療費が高額になるため、治療される方々の経済的な負担を軽減することを目的とした助成事業でございます。

一般不妊治療費助成事業は、不妊症スクリーニング検査や投薬など、医療保険適用の治療を対象に、県の事業では3万円を上限として助成されておられます。

本市では、その事業への追加助成といたしまして、一般不妊治療費助成地方創生事業により、2万円の補助を上乗せしておるところでございます。

平成28年度の実績といたしましては、県・市が助成する一般不妊治療費助成事業が127件、そのうち、市事業の上乗せ分2万円の助成を受けられた方が70件となっております。その中には、少数ではございますが、男性に対する必要な検査や投薬治療などの助成も行っておるところでございます。

次に、県事業の人工授精費助成事業でございますが、平成28年度は78件の助成を実施しておられたところです。

続いて、特定不妊治療費助成事業について御説明をいたします。

この県事業は、保険適用外の体外受精と顕微授精治療と、男性の不妊治療に対する助成をするもので、1回の治療につき、初回30万円、次回以降15万円を助成するものでございます。この事業への追加助成といたしまして、市事業では、防府市特定不妊治療費助成事業で10万円を上乗せして助成を実施いたしております。

平成28年度の実績といたしましては、特定不妊治療費助成事業が98件、市事業の追加助成をしておりますものが66件、この中で、男性不妊治療への助成を含むものは1件でございました。

対象者や申請回数に制限はございますが、今後も、必要な市民の方が適切な時期に治療が受けられるよう、県と連携を図りながら、制度の周知を行ってまいりたいと考えております。

次に、男性不妊の相談体制についてお答えをいたします。

県では、議員御案内のように、県立総合医療センター（女性のなやみ相談室）内に、不妊専門相談センターを設置し、不妊・不育についての悩み、不妊の検査方法、治療の方法、専門病院の情報等、医師、保健師、助産師による専門相談を電話、メール、面接により実施をされておられます。

また、不妊専門相談、相談会的なものでございますが、それも実施されており、平成28年度までは、岩国、柳井、周南、宇部の健康福祉センターで実施されておりましたが、今年度は、山口健康福祉センターでも10月に開催されるという予定になっておるといふことでございます。

特に、山口健康福祉センターで開催される不妊専門相談では、議員からも御紹介がございました男性不妊治療の専門医でいらっしゃいます山口大学医学部附属病院泌尿器科の白石晃司先生も相談担当者におられますので、市といたしましても、市広報やホームページ等による広報を行い、県と連携を図り、市民への周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

なお、初期の悩み相談や心のケアにつきましては、保健センターや山口健康福祉センター防府支所においても対応可能となっておりますので、あわせて市民への周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

3つ目の御質問の不妊治療と仕事の両立支援についてお答えをいたします。

不妊の原因についてはさまざまであり、女性だけではなく、男性にも原因があることもあり、検査をしても原因がわからないこともございます。検査・治療によっては、議員御案内のとおり、時間や日数がかかる場合があり、治療の種類によっては頻繁な受診が必要なものもございます。

また、治療の専門性、技術の面から、県外など遠方に行かれる方も、治療に行かれる方も多くおられます。そのような場合には、仕事を頻繁に休まないといけないということもあり、治療を断念したり、やむを得ず退職されるというようなこともあるというふう聞いておるところでございます。

このような背景の中、子どもを望む夫婦が、働きながら職場に気兼ねをすることなく、仕事と不妊治療が両立できるよう、市内の企業にも、厚生労働省から出されているリーフレットございますが、これらを活用しながら、関係部署と連携しながら、企業回りの機会等を活用するなどして、不妊治療について理解を求めてまいりたいというふうに考えております。

それとともに、今後、企業等を支援する制度についても研究をしてまいりたいというふうにおっしゃっておるところです。

また、市民についても、男性不妊治療につきましては、理解がまだまだ不十分であるというふうに考えておりますので、引き続き、男性不妊治療についても広く周知・啓発を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 20番、高砂議員。

○20番（高砂 朋子君） ありがとうございます。まず、県、市、あわせての助成の状況を教えていただきました。一般不妊治療助成が、県の数字ですけれども、127件、それに対して、男性の治療に関してはごくわずかだということ、また、特定不妊治療助成については、県の助成が98件、また、男性については1件だということでございます。

最初に申し上げましたように、不妊の原因としては、白石医師もおっしゃっておりまして、いろいろな数字がいろいろなところで出ておりますけれども、不妊症の原因の約半数は男性に原因があると、そういったことがわかってきております。そういったことからすると、この数字の差というのは大変大きな差であるというふうに思います。

女性の治療に対して本当に少ない男性治療、そういったことではおくらしているのではないかと、本当に今回、いろいろなことを勉強いたしまして痛感をいたしました。

私も、何人かの男性の方に聞いてみたんですね。例えば、こういうことがあるわけですが、けれども、「不妊治療となるとどうですか」と聞くと、「やっぱり抵抗がありますね」というような方が多かったように思います。抵抗はあったとしても、それを乗り越えなくては前には進めないわけですね。女性1人が悩んでつらい思いをすることは絶対にないとは思っています。

白石医師のところへは、県外からも受診に来られているということをおっしゃっていただきました。まず原因がわかるんだと、私のところに来ていただければ、まず原因がわかりますと、そして、治療もできるんですということでもございました。そういった白石医師の強いお言葉を受けて、私も思いました。ぜひともつないであげていただきたいというふうに思ったわけでもございます。全国の中でも大変有名な先生でいらっしゃるようでもございますので、今回、御紹介をさせていただきました。ぜひともよろしく願いをいたします。

県主導の不妊治療の支援でございますけれども、悩んでおられる方にとっては、本当に安心して相談できる場所というのは、市内においても絶対必要だと思えました。何度も申し上げますけれども、特に男性不妊治療についての門戸をしっかりと開いていただきたいと思っております。

折しも、ことし10月に、保健センターの中に子育て世代包括支援センターが開設されるということで、準備を進められているわけですが、周りに気兼ねをすることなく、

御夫婦でこのセンターにも訪れて相談ができたらいいいんじゃないか、そういったことも思ったわけでございます。そういったまた配慮をしていただける保健師さんがたくさん、保健センター、また、市役所内にいらっしゃいますので、そういったことが防府市においてはできるのではないかというふうにも思っております。こういった機関を活用できるのではないかと思うわけですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） ありがとうございます。議員が今言われたように、10月には子育て世代包括支援センター、開設させていただくことにしております。これにつきましては、子育て世代包括支援センターは、妊娠前から18歳まで、ずっと子育て期にわたってさまざまな相談に応じるということにしておりますので、男性不妊についても、ぜひそういった体制を整えていきたいと、そして、相談に御夫婦でいらっしゃるのが一番いいのかなと思いますが、男性不妊についても、男性が相談しやすいものになりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（松村 学君） 20番、高砂議員。

○20番（高砂 朋子君） ぜひとも、そういった細やかな配慮のもとで支援をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

国が進める働き方改革の中にも、こういった不妊治療だけではございませんけれども、がんの治療も挙げられておりましたけれども、治療と就労の両立、こういったことにも力を入れていかななくてはいけないということを政府も述べておりますので、3項目めでしたけれども、働き方改革の中の一環としてという大枠ではございませんが、本当に大切な治療に頑張っている方の支援のために、事業所等への厚労省がつくっているパンフレットの提供等も積極的に進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

防府市総合戦略の中にある若い世代の希望をかなえる結婚・出産・子育て環境の創造を基本目標とする事業の中に、不妊治療の助成の数値にも目を向けられておりました。市事業の主軸である総合戦略、これからの具体的な展開が求められます。これまで国や自治体の不妊治療に対する経済的な支援は進められてきましたが、今後は、仕事の両立支援やおくれている男性不妊治療、また、心のケアなどが必要になってまいります。市が進めている「いのちの誕生支援事業」、大変重いネーミングだと思います。命を誕生させる大切な事業、さらに積極的なお取り組みをお願いをして、この項目を終わりたいと思います。どうかよろしく願いをいたします。

それでは、3項目め、市営墓地等管理事業について伺います。

少子高齢化がさらに進む中、核家族化や非婚化などによる単身世帯の増加、また、家族のあり方の多様化、若い世代の県外流出等により、お墓の継承や、納骨への不安や悩みを持たれている方は、年々増えているのではないのでしょうか。安心して永年収蔵ができることを求めている方は本当に多い状況でございます。

過日の議会報告会においても、単身世帯の方から、「一体、今後どうしたらいいのでしょうか」と、永年収蔵についての御相談が寄せられました。

これまでに、私は、平成23年6月、平成27年12月において、深刻な問題として、市営納骨堂の必要性を訴えさせていただきました。執行部からは、必要性を感じておられる旨の御答弁をいただいてまいりましたけれども、いよいよ今回が3回目の質問でございます。

今年度の当初予算に、墓地供給に係る中・長期的な基本指針の策定に取り組むことが盛り込まれております。昨年度実施されたアンケートの分析を行い、今後の墓地供給のあり方について総合的な検討を行うとのことでございます。アンケートの分析はもちろん大切ですが、その上で、市に直接御相談等で寄せられたさまざまな生の声もしっかり反映をしていただき、今後の墓地等の供給のあり方を策定をしていただきたいと思います。

特に、市営納骨堂の設置や永年収蔵の仕組みをつくること等、近々の重要課題ではないかと改めて申し上げておきたいと思っております。御所見を伺います。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） 御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、現在、少子高齢化が進む中、核家族化や未婚・非婚などによる単身世帯の増加等に伴い、家族のあり方がさま変わりし、お墓や埋葬に関する意識が多様化してきております。

また、若い世代の県外流出等により、引き継ぐ方が不在となるなど、お墓に関する不安を持たれる方も増えてきている状況でございます。

市営墓地・霊園をはじめ、市内の墓地においても、県外に住まれる若い世代の居住地の近くにお墓をつくられる方、いわゆる墓じまいをして寺院等の納骨堂に埋葬される方なども増えてきております。

このような情勢の中、本市におきましても、中・長期的な墓地等の施策を進めていく上では、将来の墓地需要の予測に加え、さまざまなニーズにお応えしていく取り組みを改めて検討する必要があると考え、昨年度、市内在住の40歳以上の方3,000人を対象として、墓地等に関する市民アンケートを実施し、1,211人の方から御回答をいただいております。アンケートの結果につきましては、現在分析を行っているところではござ

いますが、単純集計だけで見ますと、「お墓や納骨堂を取得する場合、どのような形態を希望しますか」という問いに対し、納骨堂の割合が36.4%と最も高く、次いで従来型のお墓が33.1%、合葬式墓地が16.0%となっております。

今後、墓地供給に係る中・長期的な基本指針の策定に当たりましては、先ほど御説明しましたアンケートの分析を行いつつ、将来の死亡数の推計に基づく墓地等の需要予測、いわゆる墓じまいや改葬等の動向、市内の寺院等の墓地や納骨堂などの整備状況、現在も進めております市営墓地の無縁のお墓の調査・整理の状況などから、多角的な分析を行ってまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 20番、高砂議員。

○20番（高砂 朋子君） ありがとうございます。3回目ということで、さまざまな角度から、市営納骨堂のことだけではありませんが、墓地供給のことについてはこれまでも取り上げてきたところでございます。

やはり納骨ということは、本当に避けて通れない大事な問題でございます。そういった意味では、市民の方に本当に親切にあらゆる思いを受けとめていただいて、墓地供給については取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

アンケートの集計の結果を教えてくださいました。納骨堂が36.4%、従来型の墓地が33.1%、合葬式の墓地を求めている方が16%ということで、割合的には、納骨堂の方の数字が多いということは、やはりそうだったのかというような私は思いがしております。特に、また、合葬式墓地ということの16%の数字も、大変大きな数字だろうと思っております。以前はこんなに大きくなかったのではないかと思うんですね。やはり単身世帯の方が増えてきて、自分の納骨をきちんとしておきたいと、そういった追い詰められた思いで言われている方も、何人もお声を聞いております。そういった意味では、この36.4%という数字、また、合葬式墓地の16.0%という数字は、今後の策定にしっかりと反映をさせていただきたいということを思います。

再質問を何点かさせていただきます。

今年度の市営墓地等管理事業の中に、市営墓地の現状を改めて調査し、台帳の再整備を行うということが説明されました。目的であるとか、手法、スケジュール等を教えてくださいましたらと思います。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

墓地の経営者は、「墓地、埋葬等に関する法律」により、「図面、帳簿又は書類等を備

えなければならぬ。」とされております。市営の7つの墓地におきましても、これらの書類等を備えているところがございますが、利用者が市外に転出されたり、代がわりされているにもかかわらず、承継届が出されていないなど、実際に管理をされている方と連絡がとれないお墓も多くなってきております。これらの中には、長年お参りに来られていないというお墓もあり、無縁墓との区別も難しくなっている状況で、市営墓地の維持管理をより適切に進めるため、実際に管理をされている方を把握し、台帳の再整備を行っているところでございます。

調査方法といたしましては、まず、本市が把握している情報や戸籍調査等により、利用者またはその相続人が判明している場合は、直接調査票を郵送し、また、不明の場合は、お墓の近くに調査票を設置します。その後、その調査票の回答をもとに台帳を再整備いたします。

スケジュールについてでございますが、現在調査を行っておりますのは、桑山墓地と中河原墓地でございます。桑山墓地につきましては、墓地を13ブロックに分け、昨年度から調査を行っております。年間2、3ブロックずつ調査票を配付する予定でございます。中河原墓地におきましては、昨年度までに調査票の配付を完了しております。今後は回答があった利用者へ、承継等の手続をお願いするとともに、回答がないお墓につきましては、無縁墓に該当するかどうかを再度調査してまいることにしております。その他の市営墓地につきましては、今申しました2墓地の進捗に応じ、順次調査をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 20番、高砂議員。

○20番（高砂 朋子君） なぜこの質問をさせていただいたかという、先ほどから申し上げているように、お墓の承継の問題というのが本当に大きく反映されているのではないかと、思って質問をいたしました。承継者の特定が大変難しいケースが増えてきているというような現状だったろうと思います。

このことから考えてみると、やはり無縁墓になるというのは本当に忍びないお話でございます。無縁墓にしたいと欲する人はいないんじゃないかとも思います。そういったことを考えると、永年収蔵という観点が必要なのではないかということも思っているわけがございます。ぜひとも、今後の策定の中にこの考えを反映させていただきたいということ、現状をですね、現状を反映させていただきたいということ、改めて申し上げておきたいと思っております。

それから、大光寺原霊園の御案内のホームページを見させていただきました。この件に

ついてちょっと質問をさせていただきます。

ちょっと読み上げますね。使用料について、「墓所を永代的に使用できる権利の料金」、そういうふうに書いてあったわけですね。「永代的に」とあれば、読まれた方は、この先ずっとというふうに受けとめられるのではないのでしょうか。私もそういうふうに読みました。しかしながら、よくよく聞いてみますと、継承される方がいらっしゃる間と、管理する方がいらっしゃる間と、そういうふうになるわけですね。この辺は、市民の方には大変不親切なのではないかと、わかりにくいのではないかというふうに感じました。管理料についても、金額のみの御案内ですけれども、継承される方がいらっしゃる間は払っていただくということで、いらっしゃらなくなった場合、その後のことについての御案内はないわけですね。大変不親切な御案内ではないかと思っております。この件についてはどうでしょうか。また、使用料、管理料に関する御相談等は、市のほうには寄せられてないのでしょうか。この辺をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

本市の条例におきましては、市営墓地・霊園の使用の権利は、使用者が死亡し、承継する方がいない場合は消滅すると定めております。このように、永代とは、お墓を承継する方がいらっしゃる限り使用できるということですが、その説明を、今、議員おっしゃったように、違った意味にとられるとか、正しくとられないという方がいらっしゃるというのが事実でございまして、実際にそういうお声もいただいております。早速、よりわかりやすい表現に改めたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

○議長（松村 学君） 20番、高砂議員。

○20番（高砂 朋子君） 私が申し上げたいのは、そういった丁寧な説明も必要ですけれども、本当にお墓を継承する人がいない、また、思いを込めて建てたお墓が大光寺原霊園にあると、でも、その後のことが本当に心配でならないということを受けとめていただきたいわけですね。まさか自分がいなくなった後、誰もいないのであれば、使用が停止になるということは、よもや思っていられない方が多いのではないかというふうに思いました。実際に、私も、議会報告会でお声をくださった方にお電話をして聞いてみたら、「え、そうなんですか」と、「そんなことは夢にも思っていない」と、「どうしたらいいんですか」というふうにおっしゃってございました。その辺をしっかりと受けとめていただきたいということをお願いしたいわけです。その方が言われるのには、せっかく建てた大切なお墓、先祖代々のお墓、納骨もさせてもらっていると、そこを、私の後はいないけれども、永年収蔵できる仕組みはないんですかと、そういうふうにもおっしゃった

わけですね。大変重要な視点だろうと思います。条例にはこうだというふうにおっしゃいましたけれども、それを割り切れない市民の方の思いというのがあるのではないのでしょうか。永年収蔵できる仕組みをつくっていくということも必要ではないかと思っております。そういった意味で、市営納骨堂ということも必要だなというふうに、一つの方法として必要ではないかなというふうにも私はずっと思って訴えてきたわけでございます。

市営納骨堂の必要性は、経済的な理由でお墓を持ちたくても持てない方々のために必要という面と、お墓の継承者がいらっしゃらなくて、永年収蔵のために必要なという面もあると思います。

最近では、墓じまいという言葉がよく聞かれるようになりました。また、墓じまいという言葉があっても、わかったとしても、代々のお墓をこのままにしておきたいと、永年収蔵できないんだらうかと、そういうふうな思いもいらっしゃるということを実際に教えていただいたわけでございます。元気なうちに前もって安心して納骨できる場所を確保しておきたいという方が本当に多いわけでありまして。これからの需要をしっかりと見きわめていただいた上で、墓地供給のあり方をしっかりと示していただきたいということを思っております。

これまでに何度も質問を申し上げてきました。本当に申しわけないと思っておりますけれども、大事な皆様の声でございますので、今回はあえて3回目ということで届けさせていただきました。できれば、市長さんの御見解、御所見をいただけたらと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） この問題というか、この課題は、非常にデリケートな課題ではないかと思っております。寺院にかなりの高額の高額永代供養料を払われて、今後は年に1回お参りだけお寺さんをお願いをされておられる方を、現に私は知っております。

一方、そのまま放置してしまっている方々もあるということも、寺院様からお聞きしたこともございまして、これらをどういうふうな形で行政が関与できるのか、すべきなのか、そこら辺は非常にデリケートな課題でございまして、ちょっとよく研究をさせていただきたいというのが、私の率直な答弁でございます。お許してください。

○議長（松村 学君） 20番、高砂議員。

○20番（高砂 朋子君） 市長がおっしゃったことは、本当にそのとおりだと思います。家族の多様化、また、全ての方がお寺さんを持っていらっしゃるわけでもございませんし、また、そういった無縁のお墓が増えていくのも本当に忍びないことだろうと思っております。そういった意味でしっかりと研究をしていただきたいという思いを最後に述べまして、

私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、20番、高砂議員の質問を終わります。

---

○議長（松村 学君） 少し早いですが、ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

---

午後 0時59分 開議

○議長（松村 学君） 皆さん、おそろいでございますので、休憩を閉じて会議を再開します。

午前中に引き続き、一般質問を続行します。

次は、16番、上田議員。

〔16番 上田 和夫君 登壇〕

○16番（上田 和夫君） 会派「自由民主党」の上田和夫でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回は、共生型複合施設及び健康・福祉の拠点整備についてお尋ねをいたします。

共生型複合施設とは、年齢や障害の有無にかかわらず地域に開かれた横断的な利用が可能な、地元で根差した支え合いを行う施設でございます。しかし、その形態は一律ではありません。最も代表的な例では、高齢者、障害児、障害者、地域の住民や子どもたちが一緒に利用できる施設でもあります。福祉の種別を超えて、必要な福祉サービスが受けられ、地域のコミュニティ活動の拠点となることを目的としております。

また、人口の減少、高齢化が進む地域においては、独立して生活することに不安のある高齢者世帯を対象に、生活の本拠地を移さず、住みなれた地域で自立した生活を送れる居住空間を整備したり、個別の福祉施設がそろっていない地域では、対象者を広げて、一元化された福祉サービスの拠点づくりも行われております。

複合施設に必要な機能として、地域社会との連携、安心して暮らせる居住空間の確保、地域の人たちとの密接な人間関係を築くためには、さまざまな分野の適切な福祉サービスの提供がなされなければなりません。複合施設が最大限にその機能を発揮するためには、幅広い分野の専門知識を持つ担当者があることも不可欠です。緊急時や夜間の対応など、既存の社会福祉法人、医療法人との連携、地域の民生委員、自治会等との情報の共有、住民からの情報収集なども大切であります。

障害があっても、高齢になっても、最期までその人らしい人生を送ることができるよう

に支援すること、一生涯安心して暮らせるまちづくりに貢献することが、複合施設の役割でございます。

そこで、防府市社会福祉事業団が指定管理している大平園の、共生型複合施設の拠点施設としての整備についてお尋ねをいたします。

大平園は、心身の状況に応じた適切な支援を提供する障害者支援施設であります。障害者支援施設とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」——障害者総合支援法第5条第11項により、障害者につき施設入所支援を行うとともに、施設入所者支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設と規定されている施設であります。

大平園は、現在定員40名で、昭和55年4月に現在地に設置をされ、37年が経過いたしております。施設の運用理念は「利用者の人権を守り、美しい住まいと清潔な身だしなみ、個性を生かす個別支援を提供し、地域に開かれた施設」とされております。平成27年度の経営状況報告を見ますと、事業実施に当たっては、権利擁護や虐待防止に留意し、充実した支援サービスの提供をし、利用者の健康管理、体力維持及び事故のリスク軽減のために、重度または高齢の障害者の心身機能の低下を防ぐため、軽運動を主体とした訓練を行ったり、高齢者に伴う転倒や骨折など不測の事故を防ぐためヒヤリ・ハット事例や事故報告の分析・検証を行い、事故リスクの軽減に取り組んだり、利用者の権利擁護や虐待防止のため、セルフチェック表を活用し職員の意識向上を図っているなど、施設においては利用者の視点に立ったサービスの提供をし、努力されていることがわかります。

しかしながら、大平園は土砂災害警戒区域等に所在し、土石流の特別警戒区域及び急傾斜地崩壊特別警戒区域——いわゆるレッドゾーンと、土石流の警戒区域及び急傾斜地崩壊警戒区域——いわゆるイエローゾーンの両方にまたがる場所にあります。そして、建物の老朽化も激しく、特に部屋は畳で、2人から4人部屋で間仕切りもなく、プライバシーがないも等しい環境でございます。これはQOL、クオリティ・オブ・ライフといわれている生活の質の一つである、快適な住環境が著しく損なわれている状態ではないかと思いません。

以前、大平園の老朽化問題が取り上げられたときの議事録に、市長さんは「大平園、愛光園も老朽化し劣悪な状況であるということは、私なりに承知いたしております」と答弁をされております。また、防府市は昭和58年3月22日に、市民はすべてが健康で、文化的な生活を営めるよう市民一人ひとりがあたたかい思いやりのある福祉の心を育て、明るい活力のある福祉都市の建設を決意し、福祉都市宣言も行っております。

そこでまず、土砂災害警戒区域等に所在し、快適な住環境が著しく損なわれている状態と思われる大平園を、共生型複合施設の拠点施設として整備をして、徐々に高齢者、児童、

障害者、教育等の各分野のサービスを集約し、多世代がともに利用できる共生型の複合型福祉施設の取り組みを進めてはいかがでしょうか。

もちろん課題もあります。各分野ごとに法律や施設に関する規制や補助金の仕組みなどが異なっているため、行政の縦割りの対応で共生型の強みが発揮できないケースも少なくありません。しかしながら、老朽化した施設や分散した施設を集約し、そして機能を集中化して一元的に支援していくことは、公共施設の再編、再構築を考える上でも大切です。

2017年2月7日の新聞に、厚生労働省が福祉の縦割りを廃して、一体で提供できるようにする地域共生社会の導入に向けて、高齢者、子ども、障害者の相談窓口の一元化を先行して着手するとの記事がありました。これらも、共生型福祉施設を整備すると効率的に対処できると思います。

これらの観点から、早急に大平園入所者の劣悪な環境を解消することを手始めに、多世代そして障害の有無によって分け隔てられることなくともに利用でき、身近な地域に必要な福祉、コミュニティのために、機能を一つの場所で担う共生型の複合施設の取り組みを進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 16番、上田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり国におかれましても、これまで公的な福祉サービスは、高齢者、障害者、子どもといった対象者ごとに、公的な支援制度を整備し専門的なサービスを提供することで、公的な福祉施策の質量ともに充実を図られてまいったところであります。

しかしながら、例えば、介護と育児に同時に直面する世帯、障害を持つ子と要介護の親の世帯への同時支援が課題となるなど、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、対象者ごとに縦割りで整備された公的な支援制度のもとでは、対応困難なケースが指摘されております。

こうしたことから、地域における多様なニーズに的確に対応していくためには、公的支援が個人の抱える個別課題に対応するだけでなく、個人や世帯が抱えるさまざまな課題に包括的に対応していくこと、また、地域の実情に応じて、高齢、障害といった分野をまたがって総合的に支援をすることが必要になっていると言われております。

国におかれましては、こうした課題を解決するため、地域共生社会の実現が必要であるとされ、この実現に向けた当面の改革工程を策定されたところでありまして、これが、先ほど議員御紹介の「高齢者、子ども、障害者の福祉 相談窓口一元化へ法案」という見出しの新聞報道でございます。

この厚生労働省がまとめた地域共生社会の実現に向けた当面の改革工程によれば、厚生労働省が実現を目指すとしている地域共生社会とは、従来の制度・分野ごとの縦割りを解消するとともに、従来の支える側と受け手側に分かれるのではなくて、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく生活、活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会のことです。

そして、この地域共生社会の実現のためには、地域づくりの取り組みとして、地域における住民相互のつながりを再構築することが必要でありまして、福祉事業者には地域社会の一員として、地域住民とともに地域づくりに積極的に取り組む責務があるとされ、市町村は地域の自発性や主体性を損なわないように配慮しながら、地域づくりの取り組みが持続するよう支援するとともに、地域住民だけでは解決が困難な課題について、専門職や関係機関の協働のもとで解決を図る体制を整備する必要があるとされているところでございます。

議員御提案の地域共生社会の実現のため、障害者支援施設「防府市大平園」を共生型複合施設の中核として位置づけ、まず整備することとし、その後、高齢者、子どもなど各分野のサービスを集約、施設整備するという計画は、地域住民、福祉事業者、市町村が協働して地域社会が抱える複合的、多様な課題を解決していくに当たって、大変有効な手だての一つであると考えられるところでございます。

一方で、防府市大平園は、昭和55年3月に施設完成後37年が経過しております。居室の設備基準は当時のものでございまして、入所者の方々の高齢化も進み、現在は快適な住環境とは言いがたい状況にございます。

また、施設が土砂災害警戒区域等に指定された地域に所在し、施設の別棟の一部が土流の特別警戒区域にあることから、早期の改築が望まれているところでございます。つきましては、この防府市大平園を含む共生型複合施設について、今後、鋭意検討してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 16番、上田議員。

○16番（上田 和夫君） 御答弁ありがとうございました。なかなか課題もたくさんあって、総合的に支援するということが難しいということは、私も思っております。しかしながら、最後におっしゃったように、大平園の環境が余りいいものではないというものを共通認識をしていただいているというふうに思っております。一日も早く大平園の住環境の整備をしていただきたいというふうにも思います。

それでは、ここで日本にも共生型福祉施設がたくさんございます。その中の一つで、既

に市民の健康・福祉の活動拠点として整備をされている、くらしき健康福祉プラザについて御紹介をしたいと思います。

多様化する市民ニーズに対応し、全ての市民が健康で生きがいのある生活を営むために、健康福祉施設の整備や市民参加による地域福祉の推進の必要性が高まってきた中、福祉まちづくり条例をはじめ、くらしき障がい者福祉プラン、くらしき子どものすこやか育成プランなどにに基づき、思いやりのある心あふれる人に優しい福祉のまちづくりが進められました。

こうした状況の中で、第四次総合計画や老人福祉計画で計画した保健、福祉の拠点施設、まちづくりのシンボリックな施設として、くらしき健康福祉プラザの整備が計画をされました。また、保健、福祉、医療の連携を図るため、保健所及び健康福祉プラザの両施設が複合施設として整備をされました。このくらしき健康福祉プラザのコンセプトは、ノーマライゼーションで、一人ひとりの市民が全て人間として普通の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生き抜くことのできる社会を築くための拠点とすること。リハビリテーションで、全ての人々が体力、気力、知力を維持し、社会の一員として社会参加を続けるように支援し、障害者等にとってハンデを改善し、持てる能力を最大限に生かした真の社会参加、社会進出を果たすための足がかり機能を持つ施設とすること。ボランティアで、全ての人々の共同参画社会を構築するため、ボランティアの育成、支援の拠点とするとともに実践の場として運営するため積極的にボランティアを導入すること。センター・オブ・センターで、保健と福祉の中核施設として市内の保健、福祉の施設機能を統括、先導する拠点施設を確立することです。

次に、基本機能ですが、一人ひとりの生涯にわたる健康づくりの支援、障害者や高齢者などの自立や社会参加の促進を支援、必要な人に必要な相談や情報を総合的に提供、幅広い市民活動の交流拠点として、ボランティア活動への支援や人材の育成をすることです。

このように、くらしき健康福祉プラザは関係団体等の意見を取り入れ、保健、福祉の拠点施設にふさわしい整備を行い、また保健、福祉の一体的、効率的な提供を図る観点から、同一敷地内に同時に建設をした保健所との連携にも配慮するとともに、敷地内に緑地や広場の確保に努め、人に優しい潤いのある施設として整備をされました。

ただいま紹介をいたしました、くらしき健康福祉プラザや、山口県社会福祉事業団が本市の浜方に、ことしの3月に完成し5月から利用が始まった、全室個室の障害児入所施設、障害者支援施設の華の浦等を参考にして、本市独自の共生型複合施設及び健康・福祉の拠点の整備を行い、子どもから高齢者まで多世代がともに利用でき、集い、交流することができるようになると思います。

昭和58年、福祉都市宣言を行った本市において共生社会実現のために、大平園の劣悪な環境の早急な解消を図るとともに、防府市社会福祉事業団が指定管理等で管理、運営している大平園を核として、将来的には愛光園、なかよし園、わかくさ園、身体障害者福祉センターなどに高齢者施設、教育施設、保健施設そして行政の事務機能を備えた地域に開かれた横断的な利用が可能な、地元根差した支え合いを行う施設である共生型複合施設の整備を強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、16番、上田議員の質問を終わります。

---

○議長（松村 学君） 次は、13番、河村議員。

〔13番 河村 孝君 登壇〕

○13番（河村 孝君） 「公明党」の河村孝でございます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。本日は、私で「公明党」3人目となります。どうぞよろしく願いいたします。

前回の一般質問では、我が市の活性化のために、フィルムコミッションについての御質問をさせていただきましたが、今回は、農業振興の観点から、山口県立農業大学校との連携についてお尋ねをいたします。

防府市の活性化のため、企業誘致も大切な施策ではございますが、広大な防府平野を有する本市の地域の活性化のためには、農業の活性化も不可欠でございます。特に、市内の中山間地域では避けて通れない喫緊の課題となっております。また、さきの東日本大震災を契機とする田園回帰の名のもとに、都会を中心に若者や団塊の世代が第二の人生として、農業、農村へ憧れる時代ともなっておりましました。防府市にとっては絶好のチャンスが来たと感じております。

防府市の農業の強みは何でしょうか。さまざまな面がございしますが、中でも農業の人材育成の場である山口県立農業大学校が防府市にある点ではないでしょうか。先日、県立農業大学校にまいりましたので、若干御紹介したいと思います。

まず、広さは48ヘクタールで、牛が約100頭、ハウス約60棟もあり、この規模は中四国でナンバーワンだそうです。また、全国でも有数の規模の農業大学校とのことでございました。また、実際に農業の現場で有用な技術を習得できるように工夫されるとともに、学生には、例えばハウス1棟全てを1人の学生に任せるようにして、例え失敗することも経験をさせるような、実践的な実習を行っているとのことでもございました。

部門は、学生教育部門と社会人研修部門の2つがございします。まず、学生教育部門は、

現在約60名です。地域農業の担い手となる農業の経営者を2年間の実践研修で育成する専修学校であり、学歴は短大卒となります。そのうち、うれしいことに防府市から4名の学生さんが、さらに県外からも5名の学生さんが学んでいるとお伺いいたしました。

次に、社会人研修部門である山口就農支援塾は、現在約30名で、一度社会人になってからの農業への挑戦でもあり、真剣に学ぶ方が非常に多いとお聞きいたしました。昨年度は防府市からは2名が学んでいたそうですが、ことしはいらっしゃらないと伺っております。

この2部門の計約90名が現在学んでいるようでございます。このような県立農業大学校が防府市にあるという点から、県立農業大学校と連携し、他の地域をリードするような、防府市の農業振興が重要ではないかという点から、御質問をさせていただきます。

まず1点目は、防府市と県立農業大学校とのこれまでの連携の実績と、これからの連携をどのようにお考えかをお伺いいたします。第四次防府市総合計画「防府まちづくりプラン2020」の施策4-1「農業の振興」で、施策の展開、②担い手の育成には、「新規就農者への経済支援を行うとともに、県立農業大学校と連携した技術的支援に努めます」とあります。

今年度、山口県予算概要書によると、移住就農促進拠点整備事業が1億2,000万円で、教室や休憩室を建て、より快適に学べるようにハード、ソフト両面にわたり力を入れているようでございました。地元の県立農業大学校と、あらゆる角度から連携し、さらなる防府市の農業振興が大事ではないでしょうか。

2番目に、集落営農法人の現状と今後の支援の取り組みについてお伺いいたします。

御存じのとおり、県立農業大学校では、農業は地域とのつながりが不可欠でもあり、天神山公園、梅の小径等の整備や、幸せますウィーク期間における防府天満宮大石段花回廊への花苗づくり、また、今月6月28日も行われますが、うめてらすで学生が育てた野菜などを販売されますが、このような地域密着型の地域貢献活動をされていて、学生さんと防府市との縁ができております。

しかしながら、実際に卒業した学生が就農するのは他市が圧倒的に多いようです。それは、市内に集落営農法人が少ないからです。学生にとっては、土地や農業機械のような生産基盤がなくても、農業につくことが可能な、まずは集落営農法人に雇用される形で就農するケースが多いとお伺いいたしました。

山口農林事務所管内の74の集落営農法人のうち、山口市は69法人ですが、防府市内はわずか5法人しかございません。なぜ、これほど少ないだろうかと思えます。県では、「農業するなら山口県！山口県は担い手支援日本一を目指します」と県立農業大学校にも

力を入れていて、防府に学びに来ておりますが、実際の就職先は主に他市の集落営農法人であり、定住先は他市の中山間地域へ流れているのが実態のようでございます。

県立農業大学校の卒業生の受け皿としても、市内の中山間地域への定住策としても、さらには耕作放棄地への対応など、地域農業の中核である集落営農法人の支援策が重要な取り組みだと考えております。

以上、2点お伺いいたします。

○議長（松村 学君） 13番、河村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

県立農業大学校は、農業の後継者や地域農業の振興に指導的な役割を果たすことができる人材を育成するための教育機関として、昭和9年に山口県立牟礼農民道場として設立された後、本年で創立84年目を迎える中で、これまで4,000人以上の卒業生を山口県内外に送り出され、本市をはじめ県内外の農業の振興に大きく貢献されているところでございます。

まず1点目の、本市と県立農業大学校とのこれまでの連携の実績と、これからの連携についてのお尋ねでございましたが、本市とのこれまでの連携実績の一例を申し上げますと、議員からお話もございましたが、市担当職員と協力して、学生が自ら栽培した花や野菜などをまちの駅うめてらすや防府駅周辺で行う販売実習、あるいは道の駅「潮彩市場防府」での防府市農林水産業まつりへの参加、また、4月に防府天満宮の大石段の幸せます花回廊の設置に御協力をいただいているところでもございます。

また、新規就農を希望される社会人は、原則2年の研修期間の1年目に、農業大学校において、農業経営、流通、販売、機械操作などを習得し、2年目には現地研修へと移行いたしますが、本市での就農に向けて、市担当職員と県立農業大学校や市内の指導農家の皆様方と緊密に情報交換を行いながら、研修生と市内の指導農家との最適なマッチングに努力しているところでございます。

その結果として本市に就農された方は、平成25年度が1人、26年度が3人、27年度が5人、28年度が4人、そして本年度が4人で、この中には御夫婦も2組おられます。

また、これからの連携につきましては、議員御案内のとおり山口県が本年度中に、移住就農促進拠点整備事業において研修館や宿泊棟の改修を行われることから、本市といたしましても、今後、県外から本市へ就農を希望される方を対象に、その宿泊棟などを活用して、短期間に本市での現地就農体験ができるおためしプログラムの創設に向けて、県立農業大学校とともに検討し、本市への就農を一層促進してまいりたいと考えております。

次に、2点目の集落営農法人の現状と今後の支援の取り組みについてのお尋ねでしたが、現在、本市の集落営農法人は御指摘のように、大道地区に3法人、久兼地区に1法人、右田地区に1法人の計5法人でございます。

いずれの集落営農法人も経営は小規模でございまして、米価の低迷や燃料費の高騰などの影響に左右され、大変厳しい経営状況となっておりますことから、現在まで、県立農業大学の卒業生を受け入れた実績はございません。

こうした状況を踏まえ、本市といたしましては、既存の集落営農法人に対しまして、経営規模の拡大を推進するとともに、法人設立の可能性がある地区におきましては、法人設立に向けた勉強会を開催するなど、地域に寄り添い、きめ細やかな取り組みを行ってまいりたいと考えております。

折しも、奈美地区では、圃場整備の計画が進められており、これを契機に新たな集落営農法人の設立が検討されておりますことから、その立ち上げに向けて本市と山口農林事務所や防府とくち農業協同組合とが緊密に連携を図りながらしっかりと支援してまいる所存でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 13番、河村議員。

○13番（河村 孝君） 前向きの御答弁をいただき、どうもありがとうございます。中四国ナンバーワンの農業の人材育成の場が本市にあるという利点を、今まで以上に最大限に政策に生かしていただきたいと思っております。

再質問をさせていただきます。

さて、県立農業大学校では、学生は水の管理等もあり生産現場に近いということで、全員寮に入ります。したがって、1年間の学費や寮費や食費で、合計約60万円かかるとお伺いいたしました。山口県内の他市では、農業大学校で学ぶ学生に対して、奨学金を制度化している市もあります。防府では地元であるという利点を生かして、一人でも多くの方が学べるような奨学金等の施策を考えるのも大切ではないかと思っておりますが、いかがでございでしょうか。御所見をお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） 御質問にお答えいたします。

議員から新たな奨学金の創設という形での御提言がございました。そして今、議員御案内がございました、県内において農大生を対象の奨学金制度、これについて調査をさせていただきました。その中で、市内で就農をすることを条件に、返還を求めない奨学金制度を萩市さんがつくっていらっしゃいます。その内容としては、市内に就農することを条件

に、学生さんに年30万円給付がされているというふうに調査内容がございました。一方、本市においては、教育部所管とはなりますが、大学または専修学校——これは農大も含まれます——の学生に対して、奨学金の貸し付け、月3万円、無利子になりますが、さらに卒業後、本市に定住した場合はさらに1万円、こういう奨学金制度がございます。

今現在、農大生が活用はされておられませんので、まずはその制度を利用させていただき、そして活用させていただき、そのようなPRをまずしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 13番、河村議員。

○13番（河村 孝君） 御答弁ありがとうございます。今のような制度があるというのは、私も今初めてわかりました。しっかりと周知をしていただきまして、また、萩市にありますような奨学金の制度も御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、また再質問をさせていただきますけれども、今では農業も売り手市場というふうに農業大学校でお聞きいたしました。多くの学生は1年生のときから、どの集落営農法人に就職しようかと悩むというふうにお聞きいたしました。そして、就職先を決めると、その法人で生産しているものが、例えばイチゴであればイチゴを学ぶのだそうです。

そこで、他市からは、県立農業大学校へわざわざ防府へ出向いて、ぜひとも我が市で就農していただきたいと、市や農業関係団体主催での激励会、情報交換会が毎年、県立農業大学校で行われるそうでございます。会では、その市の農業情勢の説明、新規就農者への支援策や就職先となる集落営農法人の紹介などを行い、ある市では市長も防府にわざわざ来られて出席されるとお聞きいたしました。どの市も従事者の平均年齢が70歳後半を超え、集落営農や青年就業者の確保等により農業の再生を目指したい、我が市にぜひ来ていただきたいと必死になっております。いわゆるリクルート活動でございます。それがこの防府の地で、ほかの市が行っているのが現状です。

防府市では現在、卒業式で、激励を学生さんにされているとお伺いいたしましたが、卒業式では就職先が決定した後、つまり多くの方が他市への就職先が決定した後となります。せっかく地元にある県立農業大学校ですから、しっかりと連携していただき、どの市よりも早く激励会、情報交換会を行うべきだと考えますがいかがでございましょうか。御所見をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） まずは貴重な御提言ありがとうございます。そして、その御提言で、我々も先ほどの奨学金と同じように調査をさせていただきました。そして

今、防府市がどのような状態かということも申し上げ、それから今後どのような形ということもお答えしたいなということの答弁でございます。

まずは、市としては今までは年に1回から2回です。防府市の農業法人や市内の企業に就職を希望される学生に対しては、産業振興部内の水産振興課の担当者、そして商工振興の担当者、これが面談を行って、その企業、法人の情報交換を実施しておりました。今後もし引き続き実施する予定ではございます。これが防府市の現状でございます。

そして先般、実は私が防府市内観光バス、ことし入学生が31名いらっしゃって、その方に利用していただきたいというお願いに上がった折、県立農業大学校の桑原校長からこのような申し出がございました。この4月に入学した31名いらっしゃいます、そのうち防府市出身は3名しかいらっしゃいません。市外、学生の県外の方が非常に多いので、ぜひ防府の歴史、文化、産業などについて出前講座をしていただけないかとの依頼がございまして、現在、農大と我々産業振興部の中で実施時期と方法について調整し、まずは7月に我々産業振興部のほうで、できる範囲のまずは講座をやりたいという形で実施する予定にしております。

市としては、この出前講座等を定期的で開催することで、農大生の皆様に本市の魅力、よさを知っていただき、ぜひ本市で就農していただけるよう考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 副市長。

○副市長（村田 太君） ちょっと私のほうからも一言答えさせていただきます。

先ほど答弁ありましたように、集落営農法人というか、まずはそういうリクルート、非常に大切とは思いますが、まずどこに受け入れるかというのをしっかり見据えてアプローチをかけていく必要があるかなと思います。そういう意味では、集落営農法人がちょっと弱いというところで、せっかくリクルートしても、ここがいいぞ、ここがいいぞという紹介するところが若干防府市は弱い、どっちかいうと農家経営というか単体の経営が中心になっているんじゃないかと思います。

ただ、それは構造的な問題で、腰を据えてしっかりやらなきゃいけないと思ひまして、やっぱり防府市として、ブランドですかね、農産物といたらこれだというようなものをしっかりちょっと調査をしまして、アルクさんあたりに聞いて、まずそれを見つけて需要を起こした上で、その集落営農法人にまたそういうものをつくっていただくような形で収益構造をつくり、そしてまた農大の指導も受けながら、そこで受け入れて勉強もさせながらという形で循環させていくということが非常に大切ではないかと思ひます。

そういう視点で、ちょっと時間はかかるかもしれませんが、腰を据えてしっかりやっ  
ていきたいなというふうに思っております。

○議長（松村 学君） 13番、河村議員。

○13番（河村 孝君） 具体的な、前向きな御答弁、本当にありがとうございます。

広大な防府平野もあり、豊かな佐波川もあり、その中でございますので、しっかりと、  
先ほども申し上げましたけれども、県立農業大学校との連携、それから集落営農法人の強  
化によりきめ細かな農業への支援策を、今後とも進めていただきますようお願いいたしま  
して、私のこの項の質問を終わりにしたいと思います。

続きまして、次に特定外来生物への対応についてお尋ねをいたします。

今、オオキンケイギクの黄色い花が、市内各所の道路沿いや空き地の一角などに色鮮や  
かに咲いております。時期は違いますが、黄色のコスモスのような花があたり一面に  
咲いているのがオオキンケイギクでございます。特に、大道地区の国道2号や県道沿い、  
右田地区の国道262号の勝坂あたり、また中関地区や勝間地区、富海地区の空き地にも  
咲き乱れている箇所を、私、見ました。先日、国道2号の大道地区佐野交差点あたりは、  
全部刈り取られましたが、例年どおり来年もまた咲き乱れると思います。

御存じのように、オオキンケイギクは北アメリカ原産のキク科の植物でございます。明  
治時代から日本に入り、5月から7月の間にかけて黄色の花を咲かせます。気象条件に左  
右されず育つことから、緑化に使用されたり園芸用として販売されたりしましたが、余り  
にも繁殖力が非常に強く、従来の植物を駆逐するなど悪影響を与えるおそれがある点から、  
平成18年に特定外来生物に指定され、栽培することは禁止されております。一旦刈り取  
ってもまた生えてきたり種から芽を出すため、あちこちで野生化することで、もともとそ  
こにあった植物の育成を脅かすと言われております。

しかし、特定外来生物として御存じない方も多いようで、庭に観賞用として植えられて  
いる方もいらっしゃる一方、先日、「毎年確実に増えてきているように感じるが、何か対  
策は必要ではないのか」という市民の方のお声もいただきました。対策を県に問い合わせ  
たところ、家の周りで見つけた場合には、種ができないうちに刈り取るか、根を残すこと  
なく引き抜くようにする、どこかほかの場所で見つけても、家に持ち帰ったり別のところ  
に植えたりしないようにとのことでもございました。危機感をお持ちの方が多いか、今月  
6月6日には民放の夕方のローカルニュースで、オオキンケイギクが特集されて報道され  
ておりました。

このオオキンケイギクのほかにも、例えばセアカゴケグモが、県内では過去に岩国市、  
山口市、山陽小野田市、下関市で発見され、アルゼンチンアリは岩国市、柳井市、宇部市、

光市で生息が確認されております。これらの生息は、防府市内ではまだ確認されてはおりませんが、侵入を防ぐための保護策も必要ではないかと考えております。

外来生物法では、特定外来生物は、例えば野外に放たれて定着してしまった場合、人間の生命、身体、農林水産業、生態系に対してとても大きな影響を与えることが考えられ、場合によっては取り返しのつかないような事態を引き起こすこともあると考えられますので、飼育、栽培、移動、販売、投棄が禁止されております。違反内容によっては、個人の場合は懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金など、非常に重い罰則が科せられるようでございます。環境省や県はホームページ等で、自然環境を守るためにも特定外来生物への注意を呼びかけております。

そこで2点、質問させていただきます。1点目として、特定外来生物の実態を調査されているのかお伺いいたします。2点目として、市として特定外来生物への対応策をどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

以上、2点お伺いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目の特定外来生物の実態を調査しているかとお尋ねでございますが、国際的な人や物の動きに伴い、本来生息していなかった動物や植物が国内に持ち込まれ、現在では多種、わかっているだけでも約2,000種の外来生物が存在していると言われております。この中でも、生態系等に被害を及ぼすものについては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」によりまして、特定外来生物として指定され、飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入などの行為が原則として禁止されております。

議員お示しのオオキンケイギクにつきましては、かつてはのり面緑化に使用されたり、苗の販売も行われたりしておりましたが、繁殖力が強く余りの強靱さのため、一旦定着してしまうと、在来の野草の生育場所を奪い、周囲の環境を一変させてしまうことから、平成18年に特定外来生物に指定されまして、運搬や栽培、譲渡などが原則として禁止されたものでございます。

市内でも、道路脇ののり面や河川敷など各所にオオキンケイギクが生息しておりますが、市といたしましてはこれに限らず、特定外来生物に関する実態調査は行っておりません。

次に、2点目の特定外来生物への対応策をどのように考えるかとお尋ねでございますが、国や県が有する専門的な知識や情報を共有し、連携して取り組むことが、全体として効果的であるため、市民の皆様から発見等の情報や相談等が寄せられた際は、県自然保護課などに状況の報告をするようにしております。

しかしながら、特定外来生物に関する情報は環境省や県自然保護課などのホームページ等から得ることが主となっており、市としての情報発信が不足していることは、議員御指摘のとおりでございます。市といたしましても、特定外来生物の種類やそれらがもたらす影響、発見した場合の取り扱いや駆除方法、侵入を防ぐ方法等を広く情報発信することが重要であると認識いたしております。固有の生態系を保持していくためにも、市民の皆様には正しい知識を持っていただき対処していただけるよう、ホームページを活用するなど、広報啓発活動に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 13番、河村議員。

○13番（河村 孝君） 御答弁ありがとうございます。

市内での状況把握というのがまずは大事ではないかというふうに、今、考えております。実態調査も、例えば市民の御協力による目撃情報の提供や活用などの工夫もできるんじゃないかと思っておりますので、要望いたしたいというふうに思っております。

また、今、御答弁いただきましたように、ホームページ等、市広報等使ったの広報活動をしてくださるといふふうに理解いたしましたけれども、県内の隣接の他市では、昨年5月にオオキンケイギクの駆除方法のために茎から切る場合と根元から抜く場合、これ非常に大変なんですけれど、2つの方法で実験を行い、翌年、ことしですが、生え方の違い比較する実験を行ったり、また、ホームページでオオキンケイギクを見かけた方は発見日時、場所を市まで御連絡くださいというところまで呼びかけるなど、積極的な対策を行っている市が県内でもございます。どうかしっかりとした対応で、オオキンケイギク以外にも、先ほどもございましたように、クモとかアリとかもございますので、対策のほうをお願いしたいと思います。

市民の安心安全な暮らしを守るためにも、正しい情報の提供と市民への相談窓口の設置をしっかりとお願いしたいと要望して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、13番、河村議員の質問を終わります。

---

○議長（松村 学君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。

よって本日はこれにて延会することに決しました。

お疲れさまでした。

午後 1 時 5 5 分 延会

---

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 9 年 6 月 1 6 日

防府市議会議長 松 村 学

防府市議会議員 山 田 耕 治

防府市議会議員 久 保 潤 爾

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年6月16日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員